

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 (傍線部分は改正部分)

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成二十一年経済産業省令第二十二号)

改正案	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この省令において「事業用資産等」とは、中小企業者の事業の実施に不可欠な不動産(土地)(土地の上に存する権利を含む)又は建物及びその附属設備(当該建物と一体として利用される)と認められるものに限る。(若しくは構築物(建物と同一視しうるものに限る。)をいう。以下同じ。) 及び動産並びに当該中小企業者に対する貸付金及び未収金をいう。</p> <p>9 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>イ 代表者等(当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。以下この号において同じ。)が会社の総株主等議決権数(総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総社員の議決権の数をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この省令において「事業用資産等」とは、中小企業者の事業の実施に不可欠な不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下同じ。) 及び動産並びに当該中小企業者に対する貸付金及び未収金をいう。</p> <p>9 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>イ 代表者等(当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。以下同じ。)が会社の総株主等議決権数(総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総社員の議決権の数をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社</p>

口〱八（略）

10 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいう。

11 この省令において「大会社」とは、会社であつて、中小企業者以外のものをいう。

12（略）

一（略）

二（略）

イ 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（以下「有価証券」という。）であつて、当該会社の特別子会社（資産の帳簿価額の総額に対する有価証券（当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分を除く。）及び口からホまでに掲げる資産（イにおいて「特別特定資産」という。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の七十以上である会社（第六条第二項において「資産保有型子会社」という。）又は当該一の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上である会社）同項において「資産運用

口〱八（略）

10 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいう。

11 この省令において「大法人等」とは、法人であつて、中小企業者以外のものをいう。

12（略）

一（略）

二（略）

イ 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（以下「有価証券」という。）であつて、当該会社の特別子会社（資産の帳簿価額の総額に対する有価証券（当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分を除く。）及び口からホまでに掲げる資産（以下「特別特定資産」という。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の七十以上である会社（以下「資産保有型子会社」という。）又は当該一の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上である会社）以下「資産運用型子会社」という。）以外の会社

型子会社」という。)以外の会社に限る。)の株式又は持分以外のもの

ロ 当該会社が現に自ら使用していない不動産(不動産の一部)につき現に自ら使用していない場合には、当該一部分に限る。)

ハ)二(略)

ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産(経営承継受贈者(第六条第一項第七号トの経営承継受贈者をいう。次号において同じ。))又は経営承継相続人(同項第八号トの経営承継相続人をいう。次号において同じ。))及びこれらの者に係る同族関係者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。)

三 次に掲げる期間において、当該会社の経営承継受贈者又は経営承継相続人及びこれらの者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等(株式又は持分に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下同じ。))及び給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。第九条第二項第二十一号において同じ。))のうち法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十四条及び第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなるもの金額

イ・ロ(略)

に限る。)の株式又は持分以外のもの

ロ 当該会社が現に自ら使用していない不動産

ハ)二(略)

ホ 現金及び預貯金(経営承継受贈者(第六条第一項第七号トの経営承継受贈者をいう。次号において同じ。))又は経営承継相続人(同項第八号トの経営承継相続人をいう。次号において同じ。))及びこれらの者に係る同族関係者に対する貸付金及び未収金を含む。)

三 次に掲げる期間において、当該会社の経営承継受贈者又は経営承継相続人及びこれらの者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等(株式又は持分に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下同じ。))及び給与(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十四条及び第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与に限る。))の金額

イ・ロ(略)

13 } 14 (略)

第二条 (略)

第三条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 法第四条第一項の規定による合意をした日(以下「合意日」という。)における特例中小企業者の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあつては、当該事項を記載した書面を含む。以下同じ。)

三 } 四 (略)

五 特例中小企業者の合意日の前三年以内に終了した各事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 } 八 (略)

九 合意日における旧代表者と、その推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。)全員との関係を明らかにするすべての戸籍謄本等

十 } 十一 (略)

3 } 4 (略)

第四条・第五条 (略)

第六条 (略)

13 } 14 (略)

第二条 (略)

第三条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 法第四条第一項の規定による合意をした日(以下「合意日」という。)における特例中小企業者の定款の写し(会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあつては、当該事項を記載した書面を含む。以下同じ。)

三 } 四 (略)

五 特例中小企業者の合意日の前三年以内に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

六 } 八 (略)

九 合意日における旧代表者のすべての推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。)を明らかにする戸籍謄本等

十 } 十一 (略)

3 } 4 (略)

第四条・第五条 (略)

第六条 (略)

一〇六（略）

七（略）

イロ（略）

ハ 贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（3）に規定する場合を除く。） 当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日

(3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の経営承継受贈者（ト）に規定する経営承継受贈者をいう。）又は経営承継贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者をいう。）の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

二（略）

ホ 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係）中小企業者が他の法人の発行済株式

一〇六（略）

七（略）

イロ（略）

ハ 贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から贈与認定申請基準日（当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合にあつては当該十月十五日をいい、当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合にあつては当該贈与の日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

二（略）

ホ 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上であること。

又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該中小企業者と当該他の法人との関係をいう。以下同じ。）がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

へ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト (略)

(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であつて、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) (3) (略)

(4) 当該贈与の直前において第十六条第一項の確認（第十七条第一項又は第二項の変更の確認があつた場合にあつては、変更後の確認。以下この号及び次号において同じ。）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者（第十五条第三号の特定後継者をいう。次号において

へ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大法人等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト (略)

(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であつて、当該贈与の時以後において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に

(2) (3) (略)

(4) 当該贈与の時において第十六条第一項の確認（第十七条第一項又は第二項の変更の確認があつた場合にあつては、変更後の確認。以下この号及び次号において同じ。）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者（第十五条第三号の特定後継者をいう。次号において同

同じ。)であり、かつ、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員(会社法第二百二十九条第一項に規定する役員をいい、当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。)であること。

(6)(5) (略)

当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定代表者(第十五条第四号の特定代表者をいう。次号において同じ。)であること。

(8)(7) (略)

当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の役員でないこと。

チ)又 (略)

八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者(当該代表者の被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。))の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等(次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。)に係る相続税を納付することが見込まれること。

じ。)であり、かつ、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員(会社法第二百二十九条第一項に規定する役員をいい、当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。)であること。

(6)(5) (略)

当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定代表者(第十五条第四号の特定代表者をいう。次号において同じ。)であること。

(8)(7) (略)

当該贈与の時以後において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の役員でないこと。

チ)又 (略)

八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者(当該代表者の被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。))の相続の開始の日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ ロ (略)

ハ 相統認定申請基準事業年度(当該相統の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相統の開始の日の属する事業年度から相統認定申請基準日(当該相統の開始の日の翌日から五月を経過する日をいう。以下同じ。))の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

二 (略)

ホ 当該相統の開始の時に、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上(当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合(当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。))にあつては五人以上)であること。

ヘ 当該相統の開始の時以後において、当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト (略)

(1) 当該相統又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者(代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。)であつて、当該相統の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該

イ ロ (略)

ハ 相統認定申請基準事業年度(当該相統の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相統の開始の日の属する事業年度から相統認定申請基準日(当該相統の開始の日から五月を経過する日をいう。以下同じ。))の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

二 (略)

ホ 当該相統の開始の時に、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上であること。

ヘ 当該相統の開始の時以後において、当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大法人等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト (略)

(1) 当該相統又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者(代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。)であつて、当該相統の開始の時以後において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて

中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(3)(2)
(略)

当該相続の開始の直前において第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者であり、かつ、当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（次に掲げるいずれかに該当する場合を除く。）。

() 当該代表者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。）の被相続人（代表者であった時において、その同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、その有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある被相続人に限る。）及び(5)()において同じ。）が六十歳未満で死亡した場合（当該代表者以外の者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者である場合を除く。）

() 当該代表者が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であった場合であって、当該代表者の

当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(3)(2)
(略)

当該相続の開始の時において第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者であり、かつ、当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（次に掲げるいずれかに該当する場合を除く。）。

() 当該代表者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。）の被相続人（代表者であった時において、その同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、その有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある被相続人に限る。）において同じ。）が六十歳未満で死亡した場合（当該代表者以外の者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者である場合を除く。）

() 当該代表者が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であった場合であって、当該相続の開

被相続人の相続の開始の直前において当該代表者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数と相続（公正証書による遺言によって当該株式等につき遺産の分割の方法が定められたものに限る。）又は遺贈（公正証書による遺言によって特定の名義で行われたものに限る。）により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数であるとき（当該代表者以外の者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者である場合を除く。）。

(5)(4) () (略)

当該相続の開始の直前において、当該代表者の被相続人が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定代表者であること（次に掲げるいずれかに該当するときは除く。）。

(3)又は(3)のいずれかに該当するとき。
(3)に該当する場合であつて、当該代表者の被相続人が特定後継者であつたとき。

- 九 (6) (略)
- 九 (7) (略)
- チ (略)
- 九 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)

始の直前において当該代表者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数と相続（公正証書による遺言によって当該株式等につき遺産の分割の方法が定められたものに限る。）又は遺贈（公正証書による遺言によって特定の名義で行われたものに限る。）により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数であるとき（当該代表者以外の者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者である場合を除く。）。

(5)(4) () (略)

当該相続の開始の直前において、当該代表者の被相続人が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定代表者であること（3）から（ ）までのいずれかに該当する場合（ ）に該当する場合にあつては、当該被相続人が特定後継者であつたときに限る。）を除く。）。

- 九 (6) (略)
- 九 (7) (略)
- チ (略)
- 九 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)

第六条第一項第八号	被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日から五月を経過する日	被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時
-----------	---	------------------------------

4 (略)

5 中小企業者は、当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）において、当該死亡の直前に当該第一次経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号（同号の適用については、当該第一次経営承継相続人がその被相続人の相続の開始の日から五月を経過する日までに死亡した場合にあつては、当該第一次経営承継相続人が当該中小企業者の代表者とならなかつたときにおいても、代表者となつたものとみなす。）に該当していたときは、当該中小企業者の代表者（以下「第二次経営承継相続人」という。）が当該第一次経営承継相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができるときに限り、その認定と併せて、当該第一次経営承継相続人が相続又は遺贈により取得

第六条第一項第八号	被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日から五月を経過する日	被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時
-----------	---	------------------------------

4 (略)

5 中小企業者は、当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）において、当該死亡の直前に当該第一次経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号（同号の適用については、当該第一次経営承継相続人がその被相続人の相続の開始の日から五月を経過する日までに死亡した場合にあつては、当該第一次経営承継相続人が当該中小企業者の代表者とならなかつたときにおいても、代表者となつたものとみなす。）に該当していたときは、当該中小企業者の代表者（以下「第二次経営承継相続人」という。）が当該第一次経営承継相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができるときに限り、その認定と併せて、当該第一次経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該株式

した当該株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。

6 (略)

第七条 (略)

一〇八 (略)

九 (略)

イ〇 (略)

八 当該中小企業者の認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百二十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

二〇ト (略)

十一 (略)

2 (略)

一〇五 (略)

六 当該中小企業者の当該贈与に係る贈与認定申請基準事業年度(前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該贈与の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。)の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

七 (略)

八 次に掲げる誓約書

イ 当該贈与の時に於いて、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該

等に係る相続税を納付することが見込まれることにより第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。

6 (略)

第七条 (略)

一〇八 (略)

九 (略)

イ〇 (略)

八 当該中小企業者の認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

二〇ト (略)

十一 (略)

2 (略)

一〇五 (略)

六 当該中小企業者の当該贈与に係る贈与認定申請基準事業年度(前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該贈与の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。)の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

七 (略)

八 当該贈与の時から当該贈与に係る贈与認定申請基準日まで

の間において当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大法人等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

中小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該贈与の時から当該贈与に係る贈与認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

九 当該贈与の時ににおける当該経営承継贈与者及びその親族（当該中小企業者の経営承継贈与者からの贈与の時ににおいて、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該贈与の時ににおける当該経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等

十一（略）

三（略）

一～五（略）

六 当該中小企業者の当該相続に係る相続認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該相続の開始の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

七（略）

八 次に掲げる誓約書

九 当該贈与の時ににおける当該経営承継贈与者の親族（当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等及び当該贈与の時ににおける当該経営承継受贈者の親族の戸籍謄本等

十一（略）

三（略）

一～五（略）

六 当該中小企業者の当該相続に係る相続認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該相続の開始の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

七（略）

八 当該相続の開始の時から当該相続に係る相続認定申請基準

イ 当該相続の開始の時に、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該相続の開始の時から当該相続に係る相続認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

九 当該相続の開始の時に、当該被相続人及びその親族（当該中小企業者の経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時に、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時に、当該経営承継相続人及びその親族の戸籍謄本等

十 十一（略）
4（略）

第八条（略）

第九条（略）

一 二（略）

四 当該認定中小企業者から第五項の申請があつたこと。

日までの間において当該中小企業者の特別子会社为上場会社等、大法人等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

九 当該相続の開始の直前における当該被相続人の親族（当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等及び当該相続の開始の時に、当該経営承継相続人の親族の戸籍謄本等

十 十一（略）
4（略）

第八条（略）

第九条（略）

一 二（略）

（新設）

2	(略)	2	(略)
	一〇二十二 (略)		一〇二十二 (略)
	二十三 当該特別贈与認定中小企業者から第五項の申請があつたこと。		(新設)
3	(略)	3	(略)
	一〇二十 (略)		一〇二十 (略)
	二十一 当該特別相続認定中小企業者から第五項の申請があつたこと。		(新設)
4	(略)	4	(略)
	(略)		(新設)
5	認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定の取消しを受けようとするときは、様式第十の二による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。		
	第十条 (略)		第十条 (略)
	第十一条 (略)		第十一条 (略)
	第十二条 (略)		第十二条 (略)
2	(略)	2	(略)
	一〇四 (略)		一〇四 (略)
	五 当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類		借対照表、損益計算書及び事業報告書
3	(略)	3	(略)
	六〇八 (略)		六〇八 (略)

- 4 (略)
- 一〇四 (略)
- 五 当該特別相統認定中小企業者の相統報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 六〇八 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 一〇四 (略)
- 五 当該特別贈与認定中小企業者の随時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 六〇八 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 一〇四 (略)
- 五 当該特別相統認定中小企業者の随時相統報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 六〇八 (略)
- 9 (略)
- 一〇五 (略)
- 六 当該吸収合併存続会社等の当該合併効力発生日等の翌日の

- 4 (略)
- 一〇四 (略)
- 五 当該特別相統認定中小企業者の相統報告基準事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- 六〇八 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 一〇四 (略)
- 五 当該特別贈与認定中小企業者の随時贈与報告基準事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- 六〇八 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 一〇四 (略)
- 五 当該特別相統認定中小企業者の随時相統報告基準事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- 六〇八 (略)
- 9 (略)
- 一〇五 (略)
- 六 当該吸収合併存続会社等の当該合併効力発生日等の翌日の

属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

七～十 (略)

10 (略)

一～五 (略)

六 当該株式交換完全親会社等の当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

七～十 (略)

11 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）にあつては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から四月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

一～八 (略)

12 (略)

一～四 (略)

属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

七～十 (略)

10 (略)

一～五 (略)

六 当該株式交換完全親会社等の当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

七～十 (略)

11 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）にあつては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「臨時贈与報告基準日」という。）から四月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

一～八 (略)

12 (略)

一～四 (略)

五 当該特別贈与認定中小企業者の臨時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六〇八（略）

13（略）

第十三条 特別贈与認定中小企業者等（特別贈与認定中小企業者（特別贈与認定中小企業者であつた者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）は、当該特別贈与認定中小企業者等（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合には、次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

一〇五（略）

六 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上（当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又

五 当該特別贈与認定中小企業者の臨時贈与報告基準事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

六〇八（略）

13（略）

第十三条 特別贈与認定中小企業者等（特別贈与認定中小企業者（特別贈与認定中小企業者であつた者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）並びに特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）は、当該特別贈与認定中小企業者等に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）には、次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

一〇五（略）

六 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上であること。

は持分を有する場合に限る。() にあつては五人以上) であること。

七 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社(上場会社等、大会社又は風俗営業会社)のいずれにも該当しないこと。

八〇九 (略)

2 前項の確認を受けようとする特別贈与認定中小企業者等は、当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継贈与者の相続の開始の日(翌日)から八月を経過する日までに、様式第十七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇四 (略)

五 当該特別贈与認定中小企業者等の当該相続の開始の日(翌日)の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 (略)

七 次に掲げる誓約書

イ 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社(外国会社に該当する場合であつて当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株

七 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社(上場会社等、大法人等又は風俗営業会社)のいずれにも該当しないこと。

八〇九 (略)

2 前項の確認を受けようとする特別贈与認定中小企業者等は、当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継贈与者の相続の開始の日(翌日)から八月を経過する日までに、様式第十七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇四 (略)

五 当該特別贈与認定中小企業者等の当該相続の開始の日(翌日)の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

六 (略)

七 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社(上場会社等、大法人等又は風俗営業会社

のいずれにも該当しない旨の誓約書

式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該相続の開始の時に於いて、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

八 当該相続の開始の時に於ける当該経営承継贈与者及びその親族（当該特別贈与認定中小企業者等が第六条第二項に規定する中小企業者に該当する場合に於ては、当該特別贈与認定中小企業者等の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時に於ける当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等

三〇四（略）

第十四条・第十五条（略）

第十六条（略）

二（略）

一〇四（略）

五 特定代表者及びその親族（特定後継者及び当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。）の戸籍謄本等（前条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合に於ては、当該新たに特定後継者となることが見込まれる者が特定後継者又は特定代表者の親族であることを明らかにするものを含む。）

六〇八（略）

八 当該相続の開始の直前における当該経営承継贈与者の親族（当該特別贈与認定中小企業者等の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等及び当該相続の開始の時に於ける当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者の親族の戸籍謄本等

三〇四（略）

第十四条・第十五条（略）

第十六条（略）

二（略）

一〇四（略）

五 特定代表者の親族（特定後継者及び当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。）の戸籍謄本等（前条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合に於ては、当該新たに特定後継者となることが見込まれる者が特定後継者又は特定代表者の親族であることを明らかにするものを含む。）

六〇八（略）

3 (略)
第十七条、第十九条 (略)

附則

第一条、第三条 (略)

第四条 平成二十一年三月三十一日までに中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合であつて、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号。以下「所得税法等改正法」という。))附則第六十四条第二項に規定する選択特定受贈同族会社株式等をいう。以下同じ。)(又は選択特定同族株式等(同条第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。以下同じ。))であるときにおける新規則第六条第一項第八号の規定の適用については、当該株式等を当該代表者の被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等とみなす。

第五条 平成二十一年三月三十一日までに中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合であつて、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときにおける新規則第六条第一項第八号の規定の適用については、同号ト(6)中「当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権」とあるのは、「当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権(当該被相続人がその相続の開始前に経営承継相続人となる者に対して贈与をした選択特定受贈同族会社株式等(所得税法等の一部を改正する法

3 (略)
第十七条、第十九条 (略)

附則

第一条、第三条 (略)

第四条 平成二十一年三月三十一日までに中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合であつて、当該株式等が選択特定受贈同族株式等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第号。以下「所得税法等改正法」という。))附則第六十四条第二項に規定する選択特定受贈同族会社株式等をいう。以下同じ。)(又は選択特定同族株式等(同条第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。以下同じ。))であるときにおける新規則第六条第一項第八号の規定の適用については、当該株式等を当該代表者の被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等とみなす。

第五条 平成二十一年三月三十一日までに中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合であつて、当該株式等が選択特定受贈同族株式等又は選択特定同族株式等であるときにおける新規則第六条第一項第八号の規定の適用については、同号ト(6)中「当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権」とあるのは、「当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権(当該被相続人がその相続の開始前に経営承継相続人となる者に対して贈与をした選択特定受贈同族株式等(所得税法等の一部を改正する法律(平成

律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十四条第二項に規定する選択特定受贈同族会社株式等をいう。）又は選択特定同族株式等（同条第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。）のうち当該経営承継相続人となる者が引き続き有しているものに係る議決権を含む。）と読み替えるものとする。

第六条）第七条（略）

第八条 平成二十一年三月三十一日までに中小企業者の特定後継者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合であつて、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときにおける新規則第十五条第一項第四号の規定の適用については、同号イ^{（一）}中「当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権」とあるのは「当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権（当該代表者が当該中小企業者の特定後継者に対して贈与をした選択特定受贈同族会社株式等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十四条第二項に規定する選択特定受贈同族会社株式等をいう。以下同じ。）又は選択特定同族株式等（同条第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。以下同じ。）のうち当該特定後継者が引き続き有しているものに係る議決権を含む。）と、同号ロ^{（一）}中「当該代表者であつた者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権」とあるのは「当該代表者であつた者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権（当該代表者であつた者が当該中小企業者の特定後継者に対して贈与をした選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族

二十一年法律第十三号）附則第六十四条第二項に規定する選択特定受贈同族株式等をいう。）又は選択特定同族株式等（同条第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。）のうち当該経営承継相続人となる者が引き続き有しているものに係る議決権を含む。）と読み替えるものとする。

第六条）第七条（略）

第八条 平成二十一年三月三十一日までに中小企業者の特定後継者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合であつて、当該株式等が選択特定受贈同族株式等又は選択特定同族株式等であるときにおける新規則第十五条第一項第四号の規定の適用については、同号イ^{（一）}中「当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権」とあるのは「当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権（当該代表者が当該中小企業者の特定後継者に対して贈与をした選択特定受贈同族株式等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十四条第二項に規定する選択特定受贈同族株式等をいう。以下同じ。）又は選択特定同族株式等（同条第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。以下同じ。）のうち当該特定後継者が引き続き有しているものに係る議決権を含む。）と、同号ロ^{（一）}中「当該代表者であつた者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権」とあるのは「当該代表者であつた者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権（当該代表者であつた者が当該中小企業者の特定後継者に対して贈与をした選択特定受贈同族株式等又は選択特定同族株式等のうち当該

株式等のうち当該特定後継者が引き続き有しているものに係る議決権を含む。」「と読み替えるものとする。

特定後継者が引き続き有しているものに係る議決権を含む。」「と読み替えるものとする。」